

重要事項説明書

1. 目的及び運営の方針

- ① 本園は、学校教育法第22条及び23条にしたがって、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
- ② 本園は、教育基本法、学校教育法及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。

2. 事業者の運営主体

幼稚園	(名称)	東京都公認 山ゆり幼稚園
	(設置者)	足立 健次
	(所在地)	東京都町田市本町田3450番地
	(電話番号)	042-723-2474

3. 幼稚園の事業開始年月日

昭和44年4月1日

※施設型給付事業開始 平成27年4月1日

4. 利用施設

施設の種類	幼稚園	
施設の名称	山ゆり幼稚園	
所在地	東京都町田市本町田3450	
電話番号	042-723-2474	
管理者名	足立 健次	
利用定員	3歳児	60名
	4歳児	60名
	5歳児	60名
事業所番号		

5. 施設及び設備の概要

名称	山ゆり幼稚園	
建物	鉄筋コンクリート造作り	2階建て
	保育室	9
	遊戯室	1
	職員室	1
	多目的室	1
園庭	運動場	第1園庭 ・ 第2園庭

6. 保育年限・保育期・保育日時及び休業日

① 保育年限

本園の保育年限は、1年、2年、3年及び4年とする。

② 保育期

1年を次の3保育期に分ける。

- ・第1保育期 4月 1日から 8月31日まで
- ・第2保育期 9月22日から12月31日まで
- ・第3保育期 1月 1日から 3月31日まで

③ 保育の提供日・及び時間

- ・月曜日～金曜日とする
- ・開所時間 午前7時30分より午後6時30分

④ 休園日

- ・土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- ・夏期休業 (7月20日から8月31日まで)
- ・冬期休業 (12月22日から1月8日まで)
- ・春期休業 (3月21日から4月7日まで)
- ・開園記念日 (5月 6日)
- ・振替休業日 (年に3回)

7. 保育内容

本園は、幼稚園教育要領に示された、健康、人間関係、環境、言葉、表現である。
このねらいが達成されるように、総合的に指導します。

8. 施設の教育方針・教育目標

※ 幼稚園案内に掲載

9. 教育及び保育、検診などの内容

① 年間行事予定 ※ 幼稚園案内に掲載

② 1日の保育内容 ※ 幼稚園案内に掲載

③ 検診等

内科検診については、毎年5月実施

歯科検診については、毎年6月実施

身体検査については、学期に1回実施

④ 預かり保育

実施日・時間・料金 ※幼稚園案内に記載

⑤ 給食

株式会社 マルコシ

株式会社 山路フードシステム 依託給食

- ・アレルギー対応等 代替食としての対応のみ

10. 定員及び学級編成

① 認定区分		1号認定児
② 収容定員		240名
③ 定員の内訳・学級編成		
・満3歳児	2学級	40名
・3歳	3学級	60名
・4歳	2学級	70名
・5歳	2学級	70名
④ 利用定員		130名

11. 職員の体制

本園の、職員は次の通りである。

① 園長	1名
② 副園長	1名
③ 主幹教諭	1名
④ 保育従事職員（教諭）	7名以上・パート職員5名以上
⑤ 事務職員	1名以上
⑥ 運転手	3名以上
⑦ 園医	1名以上
⑧ 園歯科医	1名以上
⑨ 園薬剤師	1名以上

12. 入園・退園・休園・修了

① 入園手続き

入園希望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出する必要がある。
教育・保育給付認定を受けた1号児の子どもから本園の利用ができる。

② 入園選考

- ・本園の入園資格を満たす者より、入園について申込があったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。
- ・本園は、次のいずれかに該当するときには、本園の入園を拒むことができることとします。
 - イ) 利用定員に空きがない場合
 - ロ) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - ハ) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- ・利用定員を超える入園申込があった場合は、次の方法により選考を行ない、園長が入園者を決定する。
 - イ) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる
 - ロ) 未就園教室入会者は前号の次に優先して入園させる
 - ハ) その他の者は、先着順（抽選・面接等）により選考し、入園させる

③ 休園・退園手続き

休園又は退園しようとする者は、その理由を記して、保護者から園長に届け出るものとする。

④ 修了

本園の教育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

1.3. 保育料及び入園にかかる費用

① 本園の利用に係る納付金は、教育保育給付認定保護者の居住する市町村長が定める保育料を本園に支払うものとする。

② 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月町田市条例第35号。以下「市運営基準条例」という。）

本園の教育・保育の質の向上を図るため、別表1～3に掲げる費用については、教育・保育給付認定保護者から費用の負担を受けるものとする。

別表1 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる特定負担額

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
特別教育経費	特別教育における教材や環境整備の費用	月額 3,000円
施設整備費	施設・遊具等における整備修繕費用 施設利用の必要経費（冷暖房費等）	3～5歳児月額 3,500円 （入園時別途10,000円） 満3歳児月額 1,500円 （入園時別途10,000円）

別表2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	給食に関わる費用	月額 3,850円
スクールバス維持費	スクールバス購入費、ガソリン代、整備費、人件費 スクールバス利用者のみ	月額 3,600円 （片道及び兄弟割の場合 2,300円）
行事費	遠足・お泊まり保育費等	実費負担
預かり保育利用料	保育の必要性がある方・預かり保育を利用する方	基本料金 ・ 3～5歳児 1回500円 ・ 満3歳児 1時間250円 早朝料金・延長料金は別途加算
保育用品代	保育に係わる個人持ち用品代	入園時・進級 実費負担
制服代	制服・運動着等の費用	実費負担

別表3 入園にかかわる事務手続きに要する費用

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園準備金	入園前における保育・説明等の費用	入園時 20,000円 ※当園の未就園児教室に入会していた場合は、上記費用から10,000円を減額する。
選考料	入園に際しての面接料	入園時 3,000円

- ・上記納付金は、所定の期日までに納付する。
- ・入園手続きに納付された既納の入園準備金等は、原則として返還しない。

14. 緊急時等における対応方法

- ① 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。
- ② 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、町田市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- ③ 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

15. 非常災害対策

本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

16. 虐待の防止のための措置

- ① 本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。
 - ・人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - ・職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - ・虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - ・その他虐待防止のために必要な措置
- ② 虐待等の行為とは、市運営基準条例第25条に規定する行為をいう。
- ③ 本園は、保育・教育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、町田市子ども家庭支援センター及び児童相談所等適切な機関に通告する。

17. 苦情対応

- ① 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- ② 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- ③ 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

18. 安全対策と事故防止

- ① 本園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- ② 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- ③ 本園は、東京都が策定する「食物アレルギー対応ガイドブック」に則り、山ゆり幼稚園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
- ④ 本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- ⑤ 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、町田市にも報告する。

19. 健康管理・衛生管理

- ① 本園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に基づいて実施する。
- ② 本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

20. 保護者に対する支援

- ① 本園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。
- ② 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

2 1. 業務の質の評価

- ① 本園は、市運営基準条例第16条第1項に規定する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。
- ② 保育教諭等の自己評価及び幼稚園の自己評価については、年1回は行い、幼稚園の自己評価につとめる。
- ③ 市運営基準条例第16条第2項に規定する外部による評価については、年に1回実施する。

2 2. 秘密の保持

- ① 本園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。
- ② 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- ③ 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- ④ 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。